

国際感染症対策調整室の設置に関する規則

平成27年9月11日
内閣総理大臣決定

(設置及び任務)

第1条 エボラ出血熱その他国民の生命、健康はもとより広く国民生活、経済活動等に対して重大な影響を与えるおそれがあるため政府が一体となって対処する必要がある、国際的に脅威となる感染症について、国際協力を通じた国外対策及び感染防止に係る国内対策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、国際感染症対策調整室（以下「調整室」という。）を置く。

(組織)

第2条 調整室に、室長、参事官、企画官、その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、調整室の事務を掌理する。
- 3 参事官は、命を受けて、重要事項の企画及び立案に参画する。
- 4 企画官は、命を受けて、特定事項の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 5 参事官、企画官及び室員は非常勤とすることができる。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、調整室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、平成27年9月11日から実施する。